社会福祉法人久住会役員等の報酬規程

(目的)

第一条 この規定は、社会福祉法人久住会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第二条 本規定でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

- 第三条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1で定める1日分の報酬及び別表2で定める交通費の実費弁償費を支払うことができる。
 - 2. なお、理事長及び理事が法人の職員の場合は、報酬及び交通費の実費弁償費は支払わないものとする。
 - 3. 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1で定める1日分の報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員の勤務報酬)

- 第4条 理事長、及び理事が、理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、 別表3で定める報酬及び別表2で定める交通費の実費弁償費を支払うことができる。
 - 2. なお、理事長及び理事が法人の職員の場合は、その支給は法人の旅費規定に従う。

(監事の報酬)

- 第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1で定める1日分の報酬及び別表2で定める交通 費の実費弁償費を支払うことができる。
 - 2. 監事が、理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査 の業務にあたった場合は、別表3に定める報酬及び別表2で定める交通費の実費弁償費を支払うことが できる。

(玉齿)

第6条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

理事長	出席報酬	5, 000	円
理事	出席報酬	5, 000	円
監事	出席報酬	5, 000	円
評議員	出席報酬	5, 000	円

別表2

自家用車使用の場合	走行距離 1kmにつき 20円
公共交通機関使用の場合	実費相当額

※ 但し、会議実施地から役員自宅までの距離が 5 k m未満の場合には支給しない。

別表 3

理事長	業務報酬	15, 000	円
理事	業務報酬	10, 000	円
監事	業務報酬	10, 000	円